



平成26年7月から

家庭ごみの『ふれあい収集』を実施します。

北九州市では、ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に、ご自宅の玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」を実施します。

### 収集対象世帯の要件

次のいずれかに該当する方で、収集を希望する世帯。

- (1) 介護保険の要介護2以上の単身世帯
- (2) 障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯

※同居者がいる場合は、同居者全員が(1)又は(2)に該当することが必要です。

※親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は、対象となりません。

### 収集の決定

収集決定にあたっては、市の職員が申込者宅へ訪問し、ご本人、ホームヘルパー等の福祉関係者、また、地域の方や民生委員の方などに、現状等についてお伺いしたうえで決定します。

### 収集の内容

- 週1回、ご自宅の玄関前など指定された場所に出されたごみを収集します。
- 収集するごみは、「家庭ごみ」、「かん・びん」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」です。各指定袋に入れて出してください。
- ごみ出しがない場合、声掛けを行い、応答がなければ事前に登録した緊急連絡先に連絡します。(希望者のみ)
- 収集日や収集場所は、訪問調査後に決定します。

## 申込み、手続きの方法

○「申込書」にご記入のうえ、「提出書類」を添付して、環境局業務課、又は住所地の区役所保健福祉課窓口へご提出ください。

※代理の方でも申込みができます。

※郵送の場合は、環境局業務課へお送りください。

(〒803-8501 小倉北区内1-1 環境局業務課 宛)

○ 提出書類は、以下のとおりです。

(1) 介護保険の要介護2以上の方

⇒被保険者証の写し(証番号、要介護状態区分の記載ページ)

(2) 障害福祉サービスの受給認定の方

⇒受給者証の写し(証番号、障害支援(程度)区分の記載ページ)

※同居者がいる場合は、全員分の提出書類が必要です。

## 申込みから収集開始までの流れ

① 『申込み』

↓

② 『訪問調査』

↓

③ 申込書と訪問調査の結果により、『収集が決定』

↓

④ 決定後、『収集を開始』

## 問い合わせ先

○ 申請窓口 環境局業務課、又は住所地の区役所保健福祉課窓口

○ 問い合わせ先 環境局業務課 (電話番号 582-2180)